



## 炉物理部会規約

平成 22 年 10 月 1 日 第 512 回理事会改定

### (目的)

第 1 条 部会規程 (1002) に基づき、炉物理部会を設置する。炉物理部会 (以下「本部会」と称す) は、炉物理に関する専門分野の研究活動を支援し、その発展に貢献することを目的とする。

### (運営)

第 2 条 本部会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

### (事業)

第 3 条 本部会は、その目的に基づき、以下の事業を行う。

- (1) 本部会の活動や研究関連の情報を提供するため、部会報を定期的に、ニュースレターを随時発行する。
- (2) 年 1 回以上セミナーを開催するとともに、討論会、研究会、講演会、講習会、見学会等を適宜開催し、優秀な発表論文については学会誌への投稿を積極的に奨励する。
- (3) 炉物理に関する理解の促進のため、必要に応じて、研究、調査及び評価等のためのワーキンググループ等を組織し、研究者間の交流と関連分野の研究活動を活性化する。
- (4) 本部会の活動に関連する他部会、研究専門委員会、特別専門委員会等と積極的に交流する。
- (5) 本部会に関わる国内外の関連学協会、諸機関との交流を推進し、必要に応じて国際シンポジウム、ワークショップ、研究会等を共催する。
- (6) 必要に応じて、炉物理に関する事項について社会に対して情報を発信する。
- (7) その他、適切な事業を随時、実施する。

### (会員資格)

第 4 条 学会正会員及び学生会員は本部会員となる資格を有する。

### (部会費)

第 5 条 本部会に参加を希望する会員は、学会事務局に所定の手続きを行うとともに、日本原子力学会会員管理内規 (0203-00-01) に従って部会費を納入する。なお、退会の際はその旨を学会事務局に申し出る。

### (運営組織)

第 6 条 本部会の運営は、本部会員の互選によって選出された部会長 1 名、副部会長および幹事

(または運営委員)若干名からなる運営小委員会が行う。

- 2 部会長、副部会長及び幹事(または運営委員)の任期は別に定める。ただし再任を妨げない。

第7条 組織運営のため、運営小委員会の他に、小委員会を設けることができる。

- 2 各委員は、部会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

(部会全体会議)

第8条 部会全体会議を年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画および予算
- (2) 活動報告および決算
- (3) 運営体制
- (4) その他、重要な事項

(運営費)

第9条 本部会は、部会配布金、事業収入、賛助金、その他をもって運営することを基本とする。

- 2 賛助金等小額の外部入金で実施する活動の開始に当たっては、企画委員会での審議を必要とする。また、外部入金の定率を一般管理費として学会に収める。

第10条 運営費の予算、決算については、部会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

(変更)

第11条 本規約の変更は、運営小委員会の発議に基づき、部会全体会議での審議を経た後、部会等運営委員会および理事会での承認を要する。

(下部規定)

第12条 本規約に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は、本部会が別に定める。

#### 附則

- 1 この規約は平成22年10月1日から施行する。

- 2 改定履歴

昭和42年9月25日 第95回理事会、研究連絡会決定

昭和58年7月26日 一部改定

平成5年12月 研究部会移行

平成17年9月14日 第24回総会にて一部改定

平成22年3月27日 規程類体系化に伴い改定

平成22年9月16日 規程類体系化に伴い改定

(本部会は、昭和42年9月25日に研究連絡会として発足し、平成5年12月に専門分野別研究部会に移行)